

## 臨海斎場の火葬料改定について

### 1 主旨

臨海斎場の火葬料は、適正な利用者負担の観点のもと、3年ごとを目途に定期的に見直しを図ることとしている。

この度、令和2年度の火葬事業にかかる経常経費をもとに火葬料を算定したので、令和5年度から料金改定を行う。

### 2 料金改定の概要

#### (1) 基本的な考え方

適正な利用者負担となるよう火葬事業に係る経常経費（火葬事業原価相当額）をもとに組織区内火葬料（港、品川、目黒、大田、世田谷区民に適用される）および組織区外火葬料を算出する。

#### (2) 火葬料の算定方法

①火葬料収入で火葬事業が実施できるように改定率を設定する。

$$\boxed{\text{年間火葬経費（火葬事業原価相当額）} = \text{年間火葬料収入} \times \text{改定率}}$$

②改定率を、1.1倍とする。

火葬事業に係る年間火葬経費（火葬業務委託料＋火葬にかかるガス・電気代＋骨壺代＋火葬炉経常修繕費＋施設全体の管理運営経費の6割（火葬事業部分））を、年間火葬料収入（現行火葬料×火葬件数）で割り返して算出した。

③現行の組織区内火葬料に改定率を乗じて、新しい区内火葬料を算定する。

④組織区外火葬料も同様に、改定率を乗じて算定する。（現行同様、組織区内火葬料の2倍の金額とする。）

#### (3) 改定内容

別紙「臨海斎場火葬料新旧対照表」のとおり

#### (4) 他施設との比較

斎場名	火葬料（大人）	備考
都立瑞江葬儀所	（都民） 59,600円	令和4年4月1日現在の金額 ※収骨容器は含まない
民間斎場 （代々幡・桐ヶ谷・堀ノ内斎場）	75,000円～145,000円	
臨海斎場	（組織区内） 44,000円（改定後）	※収骨容器を含む

(5) 改定日 令和5年4月1日から適用する。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和4年8月17日 臨海部広域斎場組合議会に条例改正案の提案  
9月以降 組織区内区民へ周知（臨海斎場ホームページより）  
事業者への周知（臨海部広域斎場組合より）

令和5年4月 1日 新料金の適用

## 臨海斎場火葬料新旧対照表

令和5年4月1日適用

## 1 火葬料

区 分		現 行	改定後
区 内	12歳以上	40,000円	44,000円
	12歳未満	24,400円	26,800円
	胎 児	10,400円	11,400円
	改葬遺骨	20,900円	23,000円
	人体の一部	8,700円	9,600円
	分 骨	2,000円	2,000円
区 分		現 行	改定後
区 外	12歳以上	80,000円	88,000円
	12歳未満	48,800円	53,600円
	胎 児	20,800円	22,800円
	改葬遺骨	41,800円	46,000円
	人体の一部	17,400円	19,200円
	分 骨	6,000円	6,000円

※分骨は火葬を伴わない作業につき据え置き、生活保護等の減免も据え置き（16,000円等）